

事例番号:300053

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第三部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 2 日

19:00 陣痛発来のため入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 39 週 3 日

0:35 頃- 胎児心拍数陣痛図で高度遷延一過性徐脈、その後に頻脈および基線細変動の増加を認める

1:06 経膈分娩

凝血塊を含む血性羊水の流出あり

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 3 日

(2) 出生時体重:3088g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.146、PCO<sub>2</sub> 63.2mmHg、PO<sub>2</sub> 25.8mmHg、  
HCO<sub>3</sub><sup>-</sup> 20.9mmol/L、BE -9.6mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 8 点、生後 5 分 8 点

(5) 新生児蘇生:実施せず

(6) 診断等:

出生当日 多呼吸を認め酸素投与開始

生後 1 日 多呼吸改善しないため当該分娩機関 NICU へ入院、新生児一過性  
多呼吸、胎児の羊水感染症疑い、細菌性肺炎疑いの診断

生後 3 日-4 日 光線療法実施

生後 10 日 退院

生後 4 ヶ月 血液検査で乳酸高値

1 歳 9 ヶ月 脳性麻痺(中枢性筋緊張低下疑い)

(7) 頭部画像所見:

生後 4 ヶ月 頭部 MRI で淡蒼球内側の信号異常を認め、脳室拡大を認める

**6) 診療体制等に関する情報**

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名、小児科医 1 名

看護スタッフ:助産師 2 名

**2. 脳性麻痺発症の原因**

(1) 脳性麻痺発症の原因を特定することは極めて困難な事例であるが、先天異常の可能性を否定できない。

(2) 常位胎盤早期剥離あるいは臍帯圧迫による臍帯血流障害によって生じた分娩経過中の胎児低酸素・酸血症が脳性麻痺発症を来す原因(先天異常の可能性)に何らかの形で関与した可能性を否定することはできない。

**3. 臨床経過に関する医学的評価**

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 39 週 2 日外来受診時の対応(内診、破水の確認、超音波断層法による胎盤の確認、分娩監視装置の装着)、入院時の対応(分娩監視装置の装着)は一般的である。

(2) 分娩経過中の管理(内診、分娩監視装置の装着)は一般的である。

(3) 妊娠 39 週 3 日 0 時 38 分に胎児心拍数陣痛図で高度遷延一過性徐脈が認め

られた際の対応(酸素投与、産科医・小児科医に連絡)は一般的である。

(4) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

### 3) 新生児経過

(1) 出生後の対応(経皮的動脈血酸素飽和度の測定、酸素投与等)は一般的である。

(2) 生後 1 日に多呼吸のため当該分娩機関 NICU へ入院管理としたことは一般的である。

## 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) B 群溶血性連鎖球菌スクリーニングは今後、妊娠 35 週から 37 週に実施することが望まれる。

【解説】本事例では、妊娠 34 週に膣分泌物培養検査が実施されており、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2011」に則った対応がされているが、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」では、推奨時期が変更されているため、今後は妊娠 35 週から 37 週で実施することが望まれる。

(2) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤病理組織学検査は、凝血塊を含む血性羊水が認められた場合には、その原因の解明に寄与する可能性がある。

### 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

児に重篤な結果がもたされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが求められる。

### 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

#### (1) 学会・職能団体に対して

国・地方自治体に対して、妊娠中の B 群溶血性連鎖球菌スクリーニングを、「産婦人科診療ガイドライン」で推奨する時期に公的補助下に一律に実施できる制度を構築するよう働きかけることが望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」では、膣分泌物培養検査 (GBS スクリーニング) を妊娠 35 週から 37 週に実施することを推奨

しているが、検査費用の公的補助制度によって同時期の実施が難しい地域がある。

(2) 国・地方自治体に対して  
なし。